

# 令和8年度 企業版ふるさと納税に関する支援業務 仕様書

## 1 業務名

令和8年度 企業版ふるさと納税に関する支援業務

## 2 業務目的・概要

大阪府では、大阪の子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支えるため、平成20年12月に「大阪教育ゆめ基金」(以下、「当基金」と言う。)を設置し、子どもたちの学力を向上させる取組みや、子どもたちの豊かな心を育むための取組みなどに活用しています。また、令和6年4月からは、「母校応援ふるさと納税制度」を導入し、教育庁に対する寄附に加え、府立学校、私立高校、府立図書館等を指定した寄附も受け付け、特色や魅力のある、教育環境の整備等に活用しています。

このたび、「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度」による、当基金への寄附を受け付けることで、大阪の教育の充実を図ることを目的に、寄附企業の紹介、仲介等の支援を行う事業者を募集します。

(参考) 大阪教育ゆめ基金 ホームページ <https://osaka-yumekikin.com/>

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水曜日)まで

## 4 委託料等

本業務については業務委託契約とし、委託料の算定は成果報酬型によるものとする。委託事業者が大阪府に対し、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託金額を支払うものとする。

- ・寄附金額×委託料率(※1円未満の単位は切り捨てとする)
- ・委託料率は20%以内(消費税及び地方消費税は別)とする
- ・上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする

## 5 業務内容

本業務の委託事業者は、次の各号により企業版ふるさと納税による寄附獲得をめざすものとする。

- (1)寄附見込企業に対する、当基金への寄附に係る一次的な窓口業務(事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。)
- (2)前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を大阪府に取次ぐ業務
- (3)寄附見込企業に対し、当基金について事業紹介パンフレット等を活用した方法で能動的に紹介し、当基金への寄附を提案する業務
- (4)寄附見込企業の関心を引くPR方法に係る助言、情報提供等のコンサルティング業務
- (5)その他、当基金への寄附獲得に資する支援業務

## 【留意事項】

- ・寄附見込企業が当基金に対して寄附を行った後、本府は速やかに受注者にこの旨を伝え、委託事業者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。ただし、委託料の支払対象となる寄附の納付期日については、令和9年3月31日とする。
- ・委託料の支払時期について、予算配当を超過した場合は別途協議の上、決定するものとする。
- ・本契約で定める業務の履行を完了した際は、【寄附企業の名称・本社所在地】【寄附金額】【寄附日】

を記載した業務実施報告書を寄附日に属する月ごと、または、3月31日に纏めて作成し、大阪府に提出すること(どちらとするかは大阪府と協議の上で決定する。)

- ・当基金の紹介等のために大阪府職員が企業へ同行した場合であっても、企業への打診や必要な連絡調整等、主たる活動は委託事業者が責任を持って行うこと。
- ・その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること

## 6 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、業務の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

## 7 著作権の帰属等について

- (1) 本業務の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、大阪府に帰属するとともに、業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- (2) 委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。

## 8 その他

- (1) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (2) 応募したことをもって、契約を担保するものではなく、応募後に大阪府との調整により契約できない場合もある。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (3) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (4) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、本業務を通じて知り得た個人情報を紛失したり、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きを行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。なお、個人情報保護の観点から、委託事業者は大阪府が別途示す個人情報保護に関する「誓約書」を提出すること。
- (5) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。